



2024年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社FPパートナー  
代表者名 代表取締役社長 黒木 勉  
(コード：7388、東証プライム市場)  
問合せ先 専務取締役兼経営企画部長 田中 克幸  
TEL. 03-6801-8278 (部署直通)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年10月29日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年11月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 155,000株
(3) 処分価額	1株につき2,759円
(4) 処分価額の総額	427,645,000円
(5) 割当予定先	執行役員及び従業員 100名 155,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年10月29日開催の取締役会において、当社の執行役員及び従業員（以下「対象執行役員等」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、継続的に譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度の概要は、以下のとおりです。

##### <本制度の概要>

対象執行役員等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象執行役員等に対して支給される金銭報酬債権の金額及び支給時期並びに本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役会において決定することといたします。

なお、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、本制度により付与される譲渡制限付株式には交付日から50年を経過する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）の譲渡制限を付しております。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象執行役員等に特に有利としない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象執行役員等は、譲渡制限期間中、割当てを受けた当社の普通株式について第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

当社は、2024年10月29開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績、各人の評価、その他諸般の事情を考慮し、対象執行役員等100名に対し、金銭報酬債権合計427,645,000円を支給し、対象執行役員等が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式155,000株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象執行役員等との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2024年11月29日（払込期日）から2074年11月28日までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員等が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員（定年退職後再雇用に基づく従業員としての地位は含みません。）の地位（以下「役職等の地位」といいます。）にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の全部について譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、死亡又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

対象執行役員等が譲渡制限期間中に、死亡、定年、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、本株式の全部につき、譲渡制限を解除する。譲渡制限の解除時期については、死亡又は定年の場合は、退任又は退職の直後の時点（ただし、当該退任又は退職日が2025年3月1日より前の日である場合は、2025年3月1日）とし、その他の当社の取締役会が正当と認める退任又は退職の場合は、退任又は退職後、当社取締役会が別途決定した2025年3月1日以後の時点とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時、上記(3)又は(5)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部について当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる

株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの月数を600で除した結果得られる数（ただし、計算の結果、1を超える場合は1とする。）に、本株式数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限を解除する。ただし、当該組織再編等の効力発生日の前営業日が2025年3月1日より前の日である場合には、当社は、本株式の譲渡制限を解除せず、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における対象執行役員等が保有する譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員等がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額については、恣意性を排除するため、2024年10月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,759円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象執行役員等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上